

令和4年  
6月から

# 児童手当制度が一部変更になります

提出・問い合わせ先 / 市役所こども課家庭係 ☎76-8149



**POINT 1** 毎年6月に提出していた現況届が原則不要になります。

**POINT 2** 令和4年10月支給(6月分)から、所得が一定額以上の場合、児童手当などは支給されません。

## POINT 1 現況届

これまで、すべての受給者に提出をお願いしていましたが、毎年6月1日現在の状況を公簿などで確認することにより、原則不要となります。ただし、以下の場合は、引き続き提出が必要です。

現況届の提出が必要なかたには、6月上旬に案内を送付します。

### 現況届提出 対象者



- 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が尾張旭市と異なるとき
- 尾張旭市に戸籍や住民票がない児童(無戸籍児童など)を養育するとき
- 離婚協議中で、配偶者と別居しているとき
- 未成年後見人など、児童手当受給者が父母以外の養育者のとき(施設、里親を含む)
- 児童が海外留学をしているとき
- その他、状況確認のため、市から提出の案内があったとき

6月以降に以下の変更事項があった場合は、すみやかに窓口へ届け出てください。

### 該当の 変更事項



- 出生など、養育する児童が増えたとき
- 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- 受給者や配偶者、児童の住所・氏名が変わったとき
- 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、またはその配偶者がいなくなったとき
- 離婚協議中の受給者が離婚したとき
- 受給者の加入する年金が変わったとき
- 受給者や配偶者が公務員になったとき、または公務員でなくなったとき

※受給者が公務員の場合、勤務先からの支給となります。

## POINT 2 所得上限限度額

令和4年10月支給(6月分)から、児童を養育しているかた(受給者)の所得が下表の②以上となった場合、児童手当および特例給付は支給されません。(資格消滅)

新設

税法上の 扶養親族などの数	①所得制限限度額 特例給付を支給(従来どおり)		②所得上限限度額 手当が支給されなくなります	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3	858.0	1,071.0
1人	660.0	875.6	896.0	1,124.0
2人	698.0	917.8	934.0	1,162.0
3人	736.0	960.0	972.0	1,200.0
4人	774.0	1,002.1	1,010.0	1,238.0